

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第26回）

日時 平成30年11月26日（月）10：00～11：49

場所 経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、
武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部技術担当部長

議題：

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 間接送電権について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第26回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

それでは、皆様、おはようございます。本日もお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。

本日の議題は、非化石価値取引市場、非F I T非化石価値証書の取引に係る制度設計と間接送電権についてという、この2件でございます。

それでは、早速、事務局のから最初の議題、非F I T非化石証書の取引に係る制度設計についてということで、資料のご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3に沿ってご説明いたします。

「非F I T非化石証書の取引に係る制度設計について」という資料をご覧ください。

1ページ目をあけていただければと思います。前回に引き続き、非F I T非化石証書の取引等について議論を行います。本日ご議論をいただく内容については、1ページ目に書いてある6点の論点になります。

まず、1点目の非F I T非化石証書の取引につきまして、2ページ以下でご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

非F I T非化石証書の取引につきまして、この論点につきましては、さらに2つの論点に細分化されます。論点1、1-1でございますけれども、これは非F I T非化石証書の取引について市場経由による取引と相対による取引が考えられる中で、非化石価値等の環境価値のダブルカウントをどう防ぐかという論点になります。

それから、論点1-2につきましては、非F I T非化石証書を市場で取引する場合の価格決定方式は何を採用するかという論点になります。

3ページ目をご覧ください。この非F I T非化石証書の取引につきまして、論理的に考えますと、発電事業者が非F I T非化石証書を相対で小売電気事業者に販売するという方法と、②の非化石価値取引市場、これはJ E P Xが開設するものですが、この市場に売却するという2つのパ

ターンが想定されます。

図をご覧くださいと、上に相対取引の図が書いてあり、下に市場取引の図が書いてあります。この相対取引の図におきましては、非化石価値と電気をともに小売電気事業者に売却するというケースを想定しております。

ただ、これも論理的に考えますと、発電事業者が非化石価値と電気を別々の事業者へ売却するケースもあり得まして、非化石価値だけこの小売電気事業者に売る、そういう相対取引もあり得ると考えております。

4ページ目をご覧ください。相対取引を行う場合も、市場取引を行う場合も、いずれにしても、この非化石価値のダブルカウントの回避ということが重要になります。この1つ目のポツですが、非化石価値を取引するに当たり、発電事業者や小売電気事業者による非化石価値のダブルカウント、とりわけ証書を発行していない電気があった場合に、その電気との非化石価値のダブルカウントを生じさせないような管理体制が必要と考えております。

最初に、②市場取引の図をご覧くださいと、これは証書化を行うことが自明となっております。全て証書化をするのですが、①相対取引の場合におきましても、このダブルカウントの回避ということを考えると、一旦全て証書化をしていただく、電力量データを認定機関に渡して、この非化石証書管理口座のところに証書の形で非化石価値をためていただくというような仕組みがダブルカウント回避の上で有効なのではないかと考えております。こうすると非化石価値が全てこのJEPXの非化石証書管理口座の中で管理されますので、ダブルカウントの心配がなくなるのではないかと考えておりますし、行政当局におきましても、高度化法の運用等が容易になるという面がございます。

続きまして、次の5ページ目をご覧ください。このような仕組みにした場合の小規模な卒FIT電源等の非化石価値の取り扱いについてスライドを作成しております。

まず、FIT制度に基づく固定価格買取期間が終了した住宅用太陽光発電等の小規模な非FIT非化石電源、ここでは小規模卒FIT電源等となりますが、前回の整理において、当該小売電気事業者が電気とともに非化石価値証書を、非化石価値を得て証書化すると。よって小売電気事業者が証書化するといった整理をいたしました。この点に関しまして、当該電気に由来する非化石価値を非化石価値取引市場に売却することが認められるかが論点になると考えておりますが、ここで申し上げなければいけないのは、小売事業者間の証書の転売につきましては、税務当局から当面転売はできない仕組みにしてほしいと言われているため、転売はできない仕組みしております。このような事情があり、当面の間、小規模卒FIT電源等の取り扱いにつきましては、小売事業者間で転売することは認めずに、非化石価値を有する電気をそのまま需要家等に販売す

るということにしていいただければと考えております。

事前に委員の先生方に説明した際に、この転売ができない理由というのは何なのかというご質問を受けておりましたけれども、この転売禁止の措置というものにつきましては、税務当局から高度化法の間目標が入っていない現在におきましては、この証書購入をした際に損金算入を認めるに当たっては、この証書が確実に使用されるということが重要であり、この転売というものは要らないはずであり、転売禁止という措置を講じてほしいと言われたので転売禁止にしていると、このような事情であります。

次の6ページ目をごらんいただければと思います。前回の資料を添付しております。4つ目のポツをごらんいただければ、先ほども申し上げましたけれども、発電事業者ではない者が保有する卒F I T電源等の電気を小売電気事業者等の電気事業者がアグリゲートしている場合に限っては、当該電気事業者が第三者認定機関による認定を受けた上で証書化するという整理にしました。要するに、小売電気事業者等がこの卒F I T電源の電気を非化石価値ごと買い取って証書化するという整理に前回いたしております。

以上が卒F I T電源の取り扱いについての論点になります。

次の7ページ目をごらんいただければと思います。

続いて、論点2-1といたしまして、非F I T非化石証書の市場取引に係る価格決定方式についてという論点です。この証書の取引につきましては、ザラバ方式とオークション方式（板寄せ方式）が考えられると思いますけれども、ザラバ方式にしておりますと、この皆さんがずっとこの画面を見続けて、常に注文の観察をしていなければいけないという事情がございます。オークション方式のほうが、取引の価格指標性がより高いということも踏まえまして、非F I T非化石証書の市場取引につきましては、オークション方式を採用してはどうかと考えております。ただし、相対で取引する場合は、この限りではないということでございます。

8ページ目をごらんいただければと思います。これは以前の貫徹小委の資料をそのまま引っ張ってきておりますけれども、ザラバ方式とオークション方式の比較をした図でございます。

下の図をごらんいただければ、このザラバ方式のメリットのところ、中ほどで、ザラバ方式ですとJ E P Xの当日市場のような形になります。デメリットとしましては、この利用者にとっての利便性のところで、ずっと板を見ていなければいけないと。価格指標の公正性が相対的に低いというようなことがデメリットとして挙げられています。オークション方式のメリットとしましては、この公正性の高い価格で売買しやすいということが挙げられます。2つ目に書いてありますけれども、J E P Xの前日スポット市場の場合はこのオークション方式をとっております。ただ、デメリットとしましては、約定のタイミングまで取引結果が判明しないので、約定しない

というようなりスクもございます。

次の9ページ目をごらんいただければと思います。このオークション方式をとった場合の価格決定システムでございますが、F I T非化石証書のオークションではマルチプライスオークション方式を採用いたしました。ただ、非F I T非化石証書のオークションにおきましては、複数の発電事業所がいて、売り入札者となって、買い入札者も複数となると、この多対多の関係になりますので、マルチプライスオークションは原理的には難しいと考えております。ですので、シングルプライスオークション方式を採用することとしてはどうかと考えております。

次の10ページにおきまして、このシングルプライスオークションとマルチプライスオークションの比較を行っております。この図で申し上げますと、シングルプライスオークションですと、売り手と買い手はそれぞれ価格を指定して入札いたします。これに対しまして、マルチプライスオークションの場合は、売り手は成り行き価格のみの入札を行うということでございます。買い入札価格はそのまま約定価格となると。これがマルチプライスオークションの仕組みになります。

さらに11ページでございますが、これも貫徹小委の資料からそのまま引っ張ってきたものでございますが、シングルプライスオークションとマルチプライスオークションのメリット、デメリットの比較といたしましては、左側のシングルプライスオークションはシステムが理解しやすいというところがメリットとして挙げられております。右側のマルチプライスオークションにつきましては、特にF I T非化石証書の場合ですと、売り側は成り行き入札でしたので、そのことと整合的といった整理がなされていたところでございます。

こうしたことも踏まえまして、非F I T非化石証書についてはシングルプライスオークションにしてはどうかというのが事務局のご提案になります。

続きまして、12ページから論点2となります。非F I T非化石証書の価格等についてという論点です。

次の13ページをあけていただければと思います。ここでは、非F I T非化石証書の価格水準についてご検討いただければと思っております。まず、F I T非化石証書につきましては、これは需要家がF I T賦課金として費用負担をしていただいているという点なども鑑みまして、入札最低価格を設定しておりました。非F I T非化石証書につきましては、このF I Tの賦課金のような事情がありませんので、最低価格は設けないこととしてはどうかと考えております。

次に、入札最高価格でございますが、これは場合によっては価格が高騰する可能性もあると考えておまして、F I T非化石証書と同様に価格高騰時の負担抑制の観点から入札最高価格を設定することが望ましいのではないかと考えております。その水準につきましては中間評価の基準の議論とあわせて、再度検討したいと考えております。

14ページでございます。14ページと15ページは、F I T非化石証書の際に入札最低価格、入札最高価格を導入した際の資料でございます。説明は基本的に割愛したいと考えております。

ただ、1点目を申し上げますと、F I T非化石証書の場合ですと、売れ残った非化石価値につきましては需要家全体に配分されるということになっておりました。2つ目のポツですけれども、このF I T非化石証書を購入した人は環境価値を独占的に使用できるようになって、逆にほかの小売電気事業者の排出係数が悪化するというようなこういう事情があると、こういうふうの説明していたところです。

15ページに入りまして、入札最低価格についてはF I T賦課金の、1つ目のポツの②ですけれども、F I T賦課金は2.64円程度であるということから、その2つ目のポツで、その半分の1.3円を入札最低価格としてはどうかと、こういう説明をしていたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、非F I T非化石証書につきましてはこうした事情がないので、入札最低価格は入れなくてよいのではないかというのが事務局の提案です。

16ページでございますけれども、これEUの排出権取引価格の最近の事情につきまして、参考までに資料を掲載しております。CO₂、1トン当たり、今、20ユーロ程度で取引されております。これはCO₂換算をいたしますと、F I T非化石証書で言いますと、大体1.3円パーキロワットアワー程度の価格になると考えておまして、日本のその非化石証書の価格と、CO₂だけで見るとほとんど変わらない水準にまで、このEU-E T Sの価格は上昇しているというのが最近の状況だと理解しております。

続きまして17ページ、大きな塊として3つ目の、この非F I T非化石証書の種類についてという論点です。

18ページをあけていただければ、論点4が書いてございまして、これは非化石証書の種類でございますが、まず、この貫徹小委におきましては、この非化石証書につきましては「再エネ指定」と「指定無し」の2種類を販売するというようにしておりました。

ただ、よくよく考えてみますと、この再エネ指定証書の中にF I T電源と非F I T再エネ電源の2つのこの再エネ証書が出てくるわけですけれども、業者間で価格決定方式等に違いがありますので、実質2種類存在することになるのではないかと思います。

したがって、この区分としましては、再エネ指定の中にF I T非化石証書と非F I T非化石証書があり、さらに指定無し証書があると。指定無し証書については全て非F I T非化石証書になると。この3分類があると考えますけれども、この再エネ指定の中に2つ区分があるという話であるとか、あるいは再エネ指定の中で、もう少し太陽光だとか、風力だとか、そういう細分化を行うかということにつきましては、取引状況を勘案しながら必要に応じてまた検討してい

くということとしてはどうかと考えております。

次の19ページは、これは貫徹小委の際の議論の整理ですけれども、このとき議論していただいたのは先ほど申し上げたとおり、分類としましては「再エネ指定」と「指定無し」の2種類とするとしておりました。

それから、2つ目のポツですけれども、再エネ由来の証書に関しましては、売り手が「再エネ指定」として販売するか「指定無し」として販売するか選択が可能としておりましたので、例えば、今、議論している非F I T非化石証書のうちの大規模水力のようなものにつきまして、この売り手が希望すれば、大規模水力も「指定無し」で売ってよいと、こうした議論がなされていたところです。

続きまして、20ページ、4つ目の大きな塊の論点、非F I T非化石証書の約定／未約定分の取り扱いについてという論点です。

21ページ目をごらんいただければと思います。

論点5、非F I T非化石証書の約定／未約定分の取り扱いについてという論点です。

1つ目のポツで、ちょっと結論先取りのような話で恐縮ですけれども、非F I T非化石証書の売り入札につきまして、先ほど申し上げたようなシングルプライスオークションをとった場合に、この複数の発電事業者が売り入札を行います。シングルプライスオークションですので、売り入札価格が低いものから順に約定することになるのではないかと、こう考えております。そうしていったときに、総売り入札量、売った札が総買い入札量、買った札より大きい、売り入札量のほうが多いという場合におきましては、要は売り入札の札が売れ残るということになります。

それで、この2つ目のポツで申していることは、F I T非化石証書の場合ですと、この環境価値についてはF I T賦課金を負担している需要家に均等に帰属させる、要するに再分配させるということにしておりましたということも2つ目のポツで書いておまして、3つ目のポツで書いてあるところは、非F I T非化石証書につきましては、このF I T賦課金のような事情もありませんので、売れ残った非F I T非化石証書の環境価値について、小売電気事業者に対して再分配を行うというような必要性はないのではないかと考えております。

ということで、事務局提案は、この非F I T非化石証書については、売れ残った場合には別に小売電気事業者に配らない。したがって、発電事業者の手元に残ったままになっておまして、これは要すれば使えない。したがって、1年たったら消えてしまうと、こういうふうなことにしてはどうかというのが事務局の提案でございます。

ただ、この最後の米のところに書いてありますけれども、中間目標など達成度との関係で新たな論点が生じた場合には、必要に応じて改めて検討をしたいと考えておりますし、また、排出係

数との関係等については、別途、排出係数検討会という検討会がございますので、その場で議論したいと考えております。

22ページでございますけれども、これは非化石証書が持つ環境価値の整理ということで、繰り返しこれまでもご説明している内容ですので、説明を省略いたします。

23ページは、これはF I T非化石証書の取り扱いでございます、F I T非化石証書は、売れ残った場合、1つ目のポツですけれども、余剰非化石電気相当量という呼び方になりまして、これが、次の24ページの2つ目のポツですけれども、余剰非化石電気相当量の非化石価値については、年度末に消滅させるというよりは、ゼロエミ価値同様、販売電力量のシェアに応じて配分すると、小売電気事業者がこの価値を配るということにしていたところでございます。

続きまして、25ページ、5つ目の大きな論点の塊、市場創設スケジュールについてということで、資料をご説明いたします。

26ページでございますが、論点6、非F I T非化石証書の初回オークションについてという点ですが、非F I T非化石証書の取引につきましては、2019年度に発電された電気に係る非化石証書を取引対象とすることをめどとしつつも、できるだけ早い時期に取引を開始できるよう努めることとすると、これは貫徹小委でそうされておりました。非F I T非化石証書の初回オークションでございますけれども、結論から言えば、遅くとも2020年5月に取引が開始できるよう詳細設計を進めることとしてはどうかと考えております。ただ、具体的な何月何日に行うかというような点につきましては、一通りの制度設計が検討されてから改めて検討することとしてはどうかと考えております。

27ページは、F I T証書の場合の市場創設スケジュールでございましたけれども、これも、7月末に高度化法の報告期限があるというような事情がございまして、この5月に取引を行ったという経緯がございました。その紹介です。

28ページでございますが、オークションスケジュールでございます。これは、F I T非化石証書については今、年4回オークションが実施されています。それから、この証書につきまして、G I Oのこの作業の関係や高度化法の運用の関係もありまして、前年度の1から3月に発電された電気につきましても、翌年度の非化石電源比率の算定に利用可能としております。こうした事情、F I T非化石証書においてこうした運用を行っておりますので、非F I T非化石証書につきましても、運用につきましては、オークションは年4回行いますと。

それから、この非化石電源比率の報告におきましては、当該年の1から12月に発電された非F I T非化石証書を翌年度の高度化法の報告に利用可能とすると、こうしてはどうかと考えております。

29ページはF I T証書の場合の説明ですので、説明を省略いたします。

30ページから大きな塊の6、非化石証書の取引に伴う収入の取り扱いについてという資料についてご説明いたします。

31ページをごらんいただければと思います。非F I T非化石証書の収入の取り扱いにつきましては、この論点につきましてはこれまでもさまざまな議論が行われてきております。この非F I T非化石証書の収入の取り扱いを検討する上では、非化石電源の新設・維持に資すること、小売事業者間の公平な競争環境を確保することの2点が重要と考えております。詳細につきましては次回以降に改めて検討したいと考えておりますけれども、事務局におきまして、論点を整理いたしました。

まず、非化石電源の新設・維持に資するという意味では、非化石証書の収入が非化石電源の新設・維持に資するということが重要と考えまして、論点A、非化石証書の収入の用途を非化石電源の新設・維持に資する取り組みに使用させる方策につきまして、今後、検討してはいかがかと考えております。

それから、②の小売事業者間の公平な競争環境を確保することという点に関しましては、発電事業者によって非化石電源の保有状況に隔たりが、偏りがあることから、小売事業者間の非化石証書のアクセス環境や公平な競争環境を確保するよう措置を講じる必要があると考えております。

この点については、論点Aも関係すると考えておりますし、加えて論点Bといたしまして、非化石証書のアクセス環境を確保し、新規参入者にとっても非化石証書を十分に調達できるようにするための方策が重要ではないかと考えております。

また、論点Cとして、発電部門の非化石証書の収入が小売部門への内部補助に使われないことなど、小売競争環境に影響を与えないための方策も議論が必要と考えております。

また、論点Dといたしまして、ベースロード市場の入札上限価格との関係も発生すると考えております。これらの論点につきまして、本日はさまざまな観点からご議論をいただければと考えております。

32ページに、これまでのこの論点についてのこの審議会等での意見についてまとめております。この、さまざまな意見がございましたので、これらが代表的というわけでもございませんけれども、事務局でまとめております。

まず、小売競争への影響という観点では、これまで原子力や大型水力の非化石価値が証書化されることになるが、非化石証書の収入を小売競争に活用しないよう、小売競争が公平に行われるような制度設計を望む。また、非化石電源・再エネの普及拡大が目的であるならば、例えば再エネ由来の非化石証書の収入については、公共的な用途に使うことも一案ではないか、こんな意見

もございました。

それから、非化石電源の維持・投資インセンティブにつきましては、非化石電源を保有する立場としては、少なくとも今ある設備をどうやって維持、メンテナンスしていくのかという観点も大事です。競争環境の公平性も理解しますが、エネルギーミックスとの整合性や貫徹小委の整理も踏まえ、非化石電源の維持・拡大インセンティブに資するような制度としていただきたい。結局は44%非化石電源をつくるということが最大の重要課題だと思うので、原子力を含めて、ぜひ44%を早期に達成できるような具体的な動きを加速していただきたい。こんな意見もございました。

全量市場投入につきましては、過去に政策的に建設された非化石電源の非化石価値については、電気と切り離して、非化石価値取引市場へ全量プールする必要があるのではないかとのご意見がございました。

相対取引に関しましては、卒FIT電気につきまして、この小売電気事業者の非化石価値を全て市場に出さないといけないのか。アグリゲートした小売事業者が証書化する場合とで異なる取り扱いにするのかという点も含めて、今後、議論が必要。ですから、先ほど卒FIT電源については転売はできませんという話にしていたので、この市場導入ということは難しいとは思いますが、こんな意見がありました。

その他ということで、証書として市場に供出することを前提とするのではなく、いろいろな選択肢を排除することなく議論してほしい。例えば、あらかじめ非化石価値を公平に按分し、高度化法の非化石電源の比率の目標値から控除しておくようなものもあり得るのではないかと。このような意見もございました。

全てではございませんけれども、今までやった議論の一部についてご紹介いたします。

少し長くなりましたが、説明は以上です。

○横山座長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

それではいつものようにネームプレートを立てていただければご指名をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明、ありがとうございました。

ご説明いただきました6点のうち、1番から5番までの事務局の案につきまして、特に違和感のある点はございません。

1点だけ、前回の作業部会で卒FIT電源等の小規模な電源に関して、私が申し上げたことに関連しまして、申し上げます。前回は卒FIT電源をお持ちの電気事業者でない人のうち、非化石証書の発行を希望される人の全てが、小売事業者、アグリゲーターを見つけることができるかという点につきまして、やや懸念があるということ、私は申し上げました。その点に関連しまして、本日の資料のスライド5です。小規模な卒FIT電源等の非化石価値の取り扱いについてということでご説明いただきました。卒FIT電源等を調達した小売事業者は、非化石価値を有する電気をそのまま需要家等に販売する。つまり、相対取引のみを認めることにしてはどうかという案のご説明がありました。小売事業者としては、せっかく集めた非化石価値を有する電気を、仮に市場に一旦売るとなると、結局、自分で需要家に対して売ることができるかどうかわからなくなるということですが、しかし、相対取引で需要家に自分が直接売れるとわかっているならば、調達に関しても熱心に行うだろうと予想できます。

したがって、相対取引のほうが認められている、こちらのほうが方法として残っているということで、結構だと思います。まずはこのようにしてやってみるということだと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いいたします。

○松村委員

まず、今回はかなり技術的な問題が中心になっていますが、スライド30以降の部分を除いて、技術的な部分に関する提案はおおむね賛成です。以下、述べる点だけ留意してください。

まず、売れ残りのことを議論していたのですが、これは本当に起こり得るのかは考える必要がある。売り側のほうの入札価格は、価格支配力を行使するのであれば、普通ゼロになると思います。ゼロにならないのはどういうケースかというと、非化石価値がもらえるなら維持するけれども、非化石価値がいくら以下なら廃止するという類いの電源のみ。3円の非化石価値がなくなればそのまま修繕して水力発電を維持するけれども、3円未満だったら廃止する類いのものなら、それは限界費用3円ということになっていると思うので、3円を出すのは自然だと思うが、そのようなケースは限定的。

もし正の価格で入札してくるとすると、そういうこと以外に私にはほとんど考えられない。と

いうことは、売れ残った電源は、そのまま放っておくと廃止されてしまうので、そういう電源を持っている事業者には売却を勧告する必要がある。もし3円よりも低い価格だって、保持して、再エネ電源としてアピールしたい事業者がいるとすれば、そちらに売却する方向に誘導する必要がある。もし正の入札価格が出てくるとすると、ここで書かれている以上に考えなければいけないこととがある。

正の価格で出てくることがないとすると、ゼロでも売れ残るのはほぼ考えられない。二酸化炭素を出さない価値もあるわけですから、小売事業者としては、ゼロ円だったら幾らだって欲しいはず。自分の販売量が上限かもしれませんが、どんな規制制度になろうと幾らでも欲しいと思いますから、この問題は、売れ残りをどうするのかというテクニカルな問題よりも、売れ残りが発生するような入札行動が出てきたときにどう対処するのかという問題のほうがより本質的だと思います。

次に、相対取引についてです。相対取引を認める、少なくとも全量プールではないというのは、卒FITを考えればこういう整理にならざるを得ない。この整理はこの委員会の外での取り決めからしても変えられないとすると、全量はそもそも無理だというのはわかる。一方で、相対取引を安直に認めているのかに関しては検討していただきたい。つまり、相対契約を認めることになったとしても、どういうものを認めるのかと議論するのか、あるいは、完全に自由にするのかということも含めて、今後検討していただきたい。私たちはかつて苦い経験をした。RPS制度があったときに、あのときも建前はプールした市場はなくて、基本的に相対取引だった。そのときにどんなひどいことが行われていたのかを思い出すと、支配的事業者による相対取引を安直に認めると、相当に恐ろしい気がする。相当な覚悟を持って監視するのであれば別ですけど、あのときと同じことが再現されることを、私は恐れています。相対取引を認めるとするならば、相当に監視しないと。特に支配的事業者の発電部門から支配的事業者の小売部門への相対取引のような格好になっているものは、相当に慎重に見る必要があると思います。

次に、上限価格が議論されました。これは、この後、具体的な規制が決まった後で議論するというご提案だったと思います。合理的な提案だったと思います。一応、念のために確認したいのですが、例えば排出量取引、二酸化炭素の排出量取引のようなところでも、理論的には上限価格を設けることも十分あり得るし、合理的な選択肢だと思います。排出量取引の場合には、自分が二酸化炭素を排出するためには、それだけの権利を市場で買ってこなければいけないという建てつけですけども、余りにも価格が高くなるときには、上限価格を設けて、この価格を払うことによって、その義務を果たしたとみなすということ。事実上、炭素税に移行するという。つまり、排出量取引と炭素税のハイブリッドになっている。

そういう状況だとすると、上限価格よりも高くなる時には、いわばその価格を払えば、義務を満たしたとみなしてくれるという意味でのセーフガードを設けることに対応する。この意味で上限価格を設けるのは十分意味があると思いますが、ご指摘のとおり、こういう議論は、規制が明らかになった後でないという意味がない。完全に任意に買えて、任意に消費者にアピールするただけに買う状況では、ほぼ必要ないものだと思いますので、事務局のような整理でいいと思いますが、今言ったようなことは、議論する人はみな知識としてそろえておく必要があるかと思ったので発言させていただきました。

次に、一番問題になるであろう、スライド30以降のところです。前回も言いましたが、今回の議題ではないのですけれども、規制の制度設計を誤ると、本当に新電力が壊滅しかねない。実際に現時点で、旧一般電気事業者が非化石電源の大半を押さえていて、非化石電源を新電力はほとんど押さえていない状況を考えて、例えば、全ての事業者に全部44%という格好で規制して、その後、今回頭出しで出されているようなゆるゆるの制度を導入したら、本当に新規参入者は壊滅しかねない。これまでも容量市場を含めて、ある意味で新電力あるいは消費者の負担になりかねない制度が次々と入れられてきている状況で、これが本当に決定打になりかねない。規制を入れる段階で、十分にこの点は配慮していただきたい。

もう一回言いますが、全部みんな44%を前提に、今回のご提案のような、スライド30以下のようなゆるゆるの制度を入れたとすると、本当に新電力は壊滅しかねないことを私はとても懸念しています。

次に、非化石価値という市場は新たにできるわけで、この価値を受け取ることになるわけですが、総括原価と地域独占に守られていた時代に、こんな証書ができるなんて思いもしなかったうちに建てられた電源に、この価値が帰属して、収入が入ってくるということになったとすれば、これは完全にウィンドフォールゲインになる。

この結果として、消費者の負担は、これから建てられる電源にこの価値がつくのに関しては、価値が生み出されるというゲインが消費者のほうにも、国民経済にも帰属することになるので、負担ばかりとは言えないと思いますが、既存の電源に関して渡すのは、ウィンドフォールゲインになって、この分は確実に消費者の負担になる。この点については、十分に考えていただきたい。容量市場に比べて、もし規制の仕方というのを誤ると、本当にすごく高い価格になりかねない。その結果として発生するウィンドフォールゲインも巨大なものになり、その結果、消費者の負担が著しくふえることになりかねない。この後の制度設計は、十分に慎重をお願いします。

今、言ったウィンドフォールゲインになって、それが発電部門の巨額な利益になるということ。でも、これが再投資に回るならまだ救われるけれども、これが内部補助に使われて、自社の小売

の値下げに使われることになったとすると、少なくともこういう電源を持っている事業者の消費者は、短期的には大きな負担を免れることにはなりますが、これをやったら、本当に新電力壊滅してしまう。新電力が壊滅してしまった後で、旧一般電気事業者が支配する市場で、消費者は選択肢を失い、また価格が上げられることになる。目先は消費者の負担は顕在化しないかもしれないけれども、長期的にはもっと大きな負担が発生することも十分考えられる。

その点で、内部補填に伴う市場のゆがみが起こらないようにということは、十分に検討する必要があります。今の事務局の提案だけでも、本当に十分できるのかは、私は疑問に思っています。一方で、この問題は、この非化石市場だけに限った問題ではないので、こういうことまで考えれば、内部補填をいかに防ぐのかは一般的にとっても重要なこと。この点に対する監視は、非化石証書市場ができて、規制が導入される段階では、さらに重要になるということは十分に認識した上で、今のうちからきちんとした対策をとっておく必要があると思います。

最後に、今、2番目に言いましたが、既得権益者に巨額な利益を与えることになりかねない制度になります。こういうものを制度設計は常にシークエンシャルにというか、順番に少しずつ少しずつ議論していくことになります。そうすると、今回、すごくテクニカルな議論をして、スライド30以下にあるところも、その割り当てだとかというのに比べれば、はるかにテクニカルな部分で、この議論を一旦セトルして、もし仮に事務局提案のようにゆるゆるの、ある意味で既得権益者にすごく甘いもので仮にセトルしたとして、その後、規制の設計をしたとすると、全事業者の44%などというようなものが出てくると目も当てられない。全事業者を44%にするというのは、そこだけピンポイントで切り取ると理屈がないわけではないので、そういう主張をする人がきつと出てくるでしょう。そういう案が通りかねない。

だけれども、そういうことになったとして、そうすると、その前の議論は、こんな制度で本当によかったのかを考えると、もう手おくれになっている。この手おくれになるという制度設計はずっと続いている。容量市場でも経過措置はすごくゆるゆるなものになって、既得権益者が巨額の利益を得る。そうすると、そのときに既得権益を死守しようとして、必死になって主張していた人たちは、今度、容量市場がつくられるときに、容量市場の価格を一円でも高くしようと思っ、今一生懸命発言している。そうすると、もう既に前に決まった経過措置は、もう所与とせざるを得ないことになり、今度はその容量市場の価格を高くするというのはそれなりの理屈があるのですと言い出す。その議論はそれだけ単体で取り出すと、それなりに理屈はあるかもしれないけれども、全体として見てみると、非常にひどい制度設計になってしまう。今回、技術的なものを先出ししたというのは、もめるところは後に回したというようなことじゃないかと思うが、そのもめるところの制度設計まで見通した上で、こういう議論をしなければいけないのではないかと。

しつこいようですが、これは制度設計を一つ間違えると、本当に競争が死にかねないということは、十分考えた上で、今後の検討をしていただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次、いかがでしょうか。どうでしょうか。

では、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。最初の1から5については、私も異論なくて、基本的に事務局案でいいかなというふうに思います。ただ、私も若干懸念があったのは、最高価格を設けるという部分に関して賛成なのですが、ただ、松村委員もおっしゃったように、最高価格を設けるということは、義務量を外すということにもなるので、FIT電源のときの最高価格というのは一部でしかないので、それはいいですけれども、高度化法の間目標をどうするかというのもありますし、最終的には一応44%という、2030年、44%ということになっている。最高価格を設けると、そこを超えた部分に関しては、44%未達でもいいというようなことを暗にオーケーしているような形になりかねないので、そういう面では、そことの整合性がどうなのかというようなことは、もう少し検討しておいたほうがいいのではないかというふうに思いました。それが1点目です。

最後の6番目の収入の取り扱いという部分に関しては、私もこれまでも何度も申し上げていますが、事業者環境の中でちゃんとイコールフットィングを図るということは非常に重要で、これに関しては松村委員とも、私も意見が一緒で、この制度によって非常に競争環境がゆがむ可能性がある。制度設計を間違えると、物すごくゆがむ可能性がある。非常にやっぱり慎重にやるべきだろうというふうに思います。

書かれている論点の中で、31ページ目に書かれている、この①と②、両方が非常に重要だというのも、これもそのとおりだというふうに思うのですけれども、①と②で若干トレードオフの場合があって、制度設計の仕方によってはトレードオフが生じるかもしれないということもあるので、非常に慎重な設計が必要だというふうに思います。その上で、やはり、これも松村委員もおっしゃいましたけれども、やはり振り返ってみると、高度化法の中で小売事業者に一律に基本的に44%目標が課されているというのは、非常にやっぱりいびつな構造といえればいびつな構造なわけで、要は、環境価値という部分からすると、44%一律に課されているというのは非常に公平な感じでは一見、思うのですけれども、それは単に非化石の価値という部分では、公平なように思うのですけれども、やはり事業者環境のスタート時点で、全然、やっぱり保有している電源が違っ

ていますので、そういう面ではすごくゆがんだ構造になっている。

例えば、排出量取引制度なんかを設計するときには、普通は年率、例えば目標に関して一律何パーセントで排出を下げてくださいといったような目標を掲げることが多くて、ここでは逆にそうになっていなくて、一律何パーセントで達成して、全体で44%とか、これは逆で、上げるという方向ですけれども、一律何パーセントで上げて、全体で44%ということではなくて、みんな一律で44%を達成してくださいということになっているので、排出量のところでいくと、例えばよく言われるのは、2050年に1人当たり排出量を全ての国で一律、あるターゲットに合わせてくださいというような話があって、これは合理的で、非常に環境には道徳的にもいいように見えるのですけれども、ただ、現実には国によって土地の環境も違うし、気候条件も違うし、産業構造も違うし、みんないろいろな条件が違っているんで、一律というのが必ずしも公平かという、そうでもないという議論が、いろいろやっぱり、公平の議論って非常に複雑なので、そういう中でこの44%という目標がすごく事業環境をゆがめやしないかというのに関しては、非常に私も懸念を持っている。もしそこが決まってしまうのであれば、制度上、いろいろもっと工夫をしないといけないと思うのですけれども、場合によってはその44%が一律でいいのかどうかという議論も含めて行うほうが、よりよい制度設計になるのかなという気もしますので、ちょっと、きょうのテーマでは頭出ししかなっていないので、これで、事務局が考えられている方向でいいのかもしれないのですけれども、ちょっとまだそれが見えない中で、少し懸念を申し上げました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、都築さん、お願いいたします。

○都築オブザーバー

ありがとうございます。電力・ガス取引監視委員会事務局として、今も先生方からご指摘のありました、非FIT非化石証書収入の取り扱いについてというところで、若干、申し上げさせていただきます。

非化石電源の多くは、旧一般電気事業者が保有している電源、あるいは電源開発、あるいは公営水力が持っているような電源であるということを考える必要があると思います。これらも、これまでにも指摘をいただいているように、基本的に自由化前に、総括原価のもとで形成されてきたものだということには留意する必要があるかというふうに思っております。

また、非化石価値の顕在化というのは、この資料にも書いていただいておりますように、非化石電源の新設とか維持、それに資することが目的であるということに鑑みますと、その利益は

基本的には発電側にとどまるものであるべきだというふうに考えております。少なくとも、旧一般電気事業者の小売部門に対して内部補助される形となり、支配力の強化につながっていくということがあっては適切ではないというふうに考えております。

したがって、新電力も含めた小売競争の活性化、それから電源アクセスのイコールフットィングを目指すという、そういう方向で、今後の議論、次回以降、検討されるということだと思いますが、制度設計をぜひお願いしたいというふうに考えております。

こうした点から考えますと、公平・透明な市場において取り引きされるということを原則とするということが、一つの有益な考え方ではないかというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員

ありがとうございます。まず第1に、このテーマであるこの非化石市場について、どういう視点から議論すべきかということを考えてみたときに、この31ページにある小売事業者間の公平な競争環境を確保すること、これは収入について書いてありますけれども、恐らくこれは、市場形成の前提としても、きちっと謳っていいのではないかというふうに思います。仮に、そういうふうに問題を立ててしまうと、先ほどからの議論の一部は多分解消するのかなという感じはします。つまり、同一の会社において利益移転が発販の間で起きるのではというような懸念、これは相対取引にも恐らく生じ得る懸念だと思いますけれども、そうしたものについてもきちっと、仮に相対取引を許すのだとすれば、そういうところはきちっと見ていのだと。少なくとも、その新電力、あるいは旧一電にかかわらず、小売事業者間の公平な競争環境は守っていくという考え方であれば、44%をすべからず全部当てはめても、これは別に大きな問題がないところなのかなと思います。

仮に、恐らく問題になるのは、発電事業者のその収入について、恐らくどういうふうな電源を持っているか、保有しているかということに関しては、当然、この市場ができることによって収益に違いが出てくるのだと思いますので、そこについてどういうふうに考えていくのかというふうな問題に結局、帰着するのかなと思います。それが今回、非化石電源の新設・維持に資するような形で使われることということで、仮にでも、発電について、そういうふうな観点で使われるということがどうやって担保するのかというのが一つの論点のたたき方なのかなというふうに思

いました。

残り2点ですけれども、もう1点は、最高価格について、私の理解は、実はこれは、最高価格に達したら、多分、配分方法の話になるのかなという感じはして、よって、これはどういうふうな配分方法に、結局、証書は数限られているので、最高価格に至ってしまって、それでも需要のほうが大きいということであれば、配分されない人が出てしまうということなのかなということなのですが、ちょっとそれ以上のことは余りよくわからなかったのですけれども、そうした配分方法のやり方、限られた証書の数をどうやって割り振るのかという議論をしなければいけないのかなというのが1点。

あと、最後、転売についておっしゃられた点、ちょっとこれは質問になってしまうかもしれませんが、証書が確実に使用されることが担保されれば、転売をしてもいいということ、税務上、問題がないというふうなご回答だったのかどうなのかということところだけ、ちょっと確認までさせていただければという。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。それでは、最後のご質問だけお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

この転売について、証書が確実に使用されればよいかという点ですが、税務当局の希望ではそうなっております。現在、中間目標が入っていない段階では、確実に使用されるかどうかかわからないというのが税務当局の考えがあり、高度化法の中間目標が入ってくれば、再度議論をしていくということも可能なのではないかと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。まず、21ページ目の未約定分について、売れ残ったら消えるというお話ですけれども、これは中間目標が出た後の議論なのかもしれないですが、持っている非化石価値を、売れ残った話ではなく、反対に売らないということは可能なのかという点をちょっと確認したいなと思いました。

例えば、非化石価値を大規模に持っている人が、それを一部しか市場に出さないということによって、価格をつり上げるということが可能なかどうか。これが、みんなプライステイカーであれば、自分の行動はおのずと価格を決めることには使えないわけですけれども、自社が大量の

非化石価値を持っている場合には、それを出し惜しみすることで価格をつり上げたほうが、自社にとっての収入が上がるという可能性も理論的にはあるのではないかと考えました。なので、そのあたりどのように考えるのかということが気になっております。

また、価格の上限を設定するというのは、その対策として機能するのか。13ページ目の議論ですけれども、これについては、松村委員と大橋委員で、そもそも上限にヒットしたときの扱いについて違う理解が示されております。松村委員の場合には、上限価格さえ提示すれば、その価格で事実上、幾らでも買えると。例えば、10単位が欲しくて、上限が4円だったりすると、どうしても10単位欲しい人は、その上限価格で欲しい単位を指定すれば、それだけ実質その価格で買えるという理解。これに対して、大橋委員の場合には、上限価格で欲しい量を提示した場合、市場に出てきたものを比例配分すると。よく株式市場でもありますよね。場が閉まるときに、比例配分をします。こういうことがあると、もし、こちらの場合には、欲しいのにももらえない人が出てくるという面と、欲しい人がその比例配分でより欲しい量に近づけるために、例えば10欲しいのに100、市場で買いを出すとか、そういうような無駄が発生するのではないかとといった点が懸念事項としてあるのかなと思いました。というわけで、上限価格を設定するとして、その価格のもとでは何が起るのかということについての考え方を教えていただきたいと思いました。

最後の1点ですが、30ページ以降の収入の取り扱いについてです。私もこの話を最初に聞いたときには、秋元委員と全く同じことを考えておまして、各企業ごとに、既存の非化石電源についてはその比率というか、その所有に応じて、目標を全部いじってやれば、イコールフィッティングは達成できるのではないかと。そして、そのもとの、上がった収入をどう使おうと、自由とすることが一番ニュートラルなんじゃないかと考えておりました。これが難しい、個別にいろいろ算定するのは難しいという場合に、次善の策を考えないといけない。

次善の策を考えるという点で、2点考えないといけない目標として、小売市場での競争の維持。これだけではなく、個人的には発電市場でも競争への環境を考えるべきだと思っています。例えば、旧一電さんが持っている既存の水力・原子力等の収入を全て収入として認めない、公共のものとするというような意見も32ページ目に出てきましたが、これは基本的にはちょっと難しいのかなと思います。仮にそうすると、既存の設備を維持・更新するよりも、新設に置きかえるほうが効率的になってしまうので、まだ使えるものをあえてつぶして新しいものをつくるという方向の無駄が発生してしまうからです。したがって、ゼロ%しか認めないというのも難しいと思う一方、全部、旧一電のものとして自由に利用できるってしまうのは、小売市場の競争の維持にふさわしくない。

それでは、今、提案されているように、非化石電源の新設・維持に限って使うとすれば、オー

ケーという、この提案というのは、本当に望ましいのかと考えたときに、2つ目の目標であると私が思っている、発電市場での競争、こちらに悪影響がないのかということに気をつけております。旧一電さんが大量に持っているであろうこの非化石価値を売って、その利益を非化石電源の新設等に使えるとなると、電源、発電市場において差が広がらないかという点を気をつけておまして、それによる発電市場における体力の差がかえって広がってしまうというのが本当に望ましいのかということ懸念事項としては思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

最初の質問に対してはいいですか、最初の出し惜しみの可能性はありますかという質問です。

○鍋島電力供給室長

そのような市場支配力の行使に対して、どのような制限をかけていくか、規制をしていくか、干渉していくかはまた別途の議論かと思っています。ただ、結果的に売れ残る、あるいは売らないということについて、論理的にはあり得るのではないかと考えております。その点も含めて、それが適切でないということでしたら、ご議論いただいて、また制度設計なり、監視の方法を考えるのではないかと思います。

この上限価格をどのように設定するかは、まさにご議論いただいているようなところで、比例配分をするにしても、買えない人が一部出てきたときに、どのように高度化の運用を行っていくかというところは、本日全て議論しきることは難しいと思います。このような論点があることを事務局も踏まえ整理したいと思います。

○横山座長

それでは、小宮山委員、曾我委員、武田委員と順番にいきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。本日、室長よりご説明いただいた取引価格種類等について、具体的なルールメイキングについて、異論のある点はございません。

それで、最後の非化石証書の取引に伴う収入の取り扱いについて、これは私のコメントになりますけれども、特に非化石電源の新設・維持に資すること、競争環境を確保すること、いずれも重要であると認識しております。その中で特に非化石電源の新設・維持に資するという視点は非常に重要な視点であり、特に電力システムを考えた場合は重要であると認識しております。

それで、特にやはり新設・維持というのは、必ずしも消費者の負担がふえるのではなくて、消

費者の利益に資する可能性もあるということを認識する点も、大変、大事だと、技術的な観点から認識しております。

例えば、原子力発電の場合ですと、うまくこうした資金を維持・活用に使用して、例えば長期サイクル運転のような稼働率の向上に資するような、そうした方策にうまく活用できれば、やはり稼働率が向上することで原子力発電の発電コストを下げる方向に作用いたしますので、それはひいては消費者全体の利益になりますので、必ずしも非化石の新設・維持が発電側にとどまるものではなくて、消費者側にも長期的にメリットを与えるものであると、そういうような視点から議論することも非常に重要なのではないかと思います。そのほかにも、例えば原子力発電の場合ですと、例えば確率論的リスク評価、PRAのようなリスク情報を活用しながら、高度なメンテナンス技術を確立して活用できれば、これも稼働率の向上とか、それから安全・信頼性の向上にもつながりますので、これも最終的には消費者に恐らくもたらされる利益になり得ると思っておりますので、そうした点からも新設・維持というのは、非常に大事な観点であると認識しておりますので、その点、ご留意いただいた制度設計というのは、非常に重要であると感じております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員

私は6つ目の30ページ以降の論点についてお話ししたいと思います。本日、論点の頭出しというところではありますが、法的に見ても、とても悩ましい論点と認識しておりまして、今後の議論のご参考にしていただきたいと思います。お話ししたいと思います。

現時点でも既存契約の相対取引によっては環境価値も勘案した売買が行われているという理解ではありますが、非化石価値について、その電気の価値とは別途に固有の価値が認められて、具現化されることになったのは、高度化法に端を発してのものと理解しております。小売事業者間の競争環境の確保という観点からは、非化石価値への公平なアクセスや、収入帰属への配慮が必要との認識でして、こういった非常に重要な政策目的のために、非化石価値の処分等に対して、一定の制約、制限を課すことについては、必要性・許容性の観点から合理的であれば、認められてよいのではないかと考えています。

まず、全量プールすべきかどうかという議論があり、この点につき部分的に論点を切り出す形になってしまいますが、全量プールについては、公平なアクセスという観点からは、可能であれば望ましいように思います。

そのために、環境価値も売買の対象とされているような既存契約があれば、その見直しが必要となり得ると思います。これは今後の検討課題ということと思いますが、買主が環境価値を見込んで、売買契約を締結していた場合に、その契約の当時に価値相当額として想定していた金額があるとすれば、売買価格の変更や減額変更などを行うことが適切な場合もあり得るのではと思います。この点は当事者の合理的な意思解釈によりますので、減額すべきとしても、高度化法のことをにらんで契約していたかという点もありますので、恐らくはそこまで大きな問題にならないのではないかと推察しております。

続きまして、収入帰属の点ですが、理論的には発電事業者に帰属させるのが原則論であり議論のスタートだと思っております。その上で、イコールフットィング等の観点から、収入は発電事業者に帰属させた上で使途制限を加えるとか、或いは使途制限ではなく、収入もそもそもほかに提供させるのか（吐き出させるのか）といった方法が考えられると思います。

まず使途制限により政策目的を達成できるのであれば、必要最小限の制約に止められ得るように思いますが、論点は、その資金使途です。先ほどおっしゃっていた非化石電源への新設・投資ということで、その効果を発電事業者が享受できること自体が、安藤先生もおっしゃっていたように、イコールフットィングに影響を与えないかという点は留意する必要があると思います。

仮に使途制限で目的が達成できないようであれば、収入を他に提供させる必要があるかもしれないと思います。この場合は、発電事業者が非化石証書からの収入を受けないこと自体が投下資本の回収という観点から不当な内容にならないことの検証は、一応必要だとは思いますが。この点については、総括原価主義での設置された電源等も多くあることとの関係で、その範囲で回収済みなのかどうか等々の観点から、許容可能かどうかという点を検討する必要があると考えております。この収入の吐き出しですが、一方で寄附金課税との関係も整理する必要があると思いますので、これはエネ庁だけで済むお話ではないかなとも思うところであり、一応、論点としてはその点も気になるところです。

そういう意味では、収入の吐き出しという対応をとるとしても、全部なのか一部なのかという点も含めて、いずれの手当てがより合理的なのかという点も検討するのがよいように思っております。

以上、私も結局のところ、具体的にシミュレーションして検討しないと、どれが一番望ましいのかというのがまだわからないところもあります。いずれにしても、前回のタスクフォースでも申し上げましたとおり、理論的な整理というのは必ず必要と思っておりますので、そのあたりはご検討いただく必要があると思います。

いずれによっても整理が難しいということであれば、ほかの委員の先生方もおっしゃっていた、

そもそも一律44%というところの是非を再考すべきかどうかというお話にもなり得るようにも思いますが、いろいろ議論の順番等もあると思われまして、そういう意味でいろいろな知恵出しを各事業者さんからいただいた上で、慎重な検討を要する論点であると思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

武田委員、お願いします。

○武田委員

ありがとうございます。私も非F I T非化石証書収入の取り扱い、この点について述べさせていただきたいと思っております。この点については、次回以降に詳細が検討されるということで、本日は先ほど曾我先生が言及されました理論的整理という観点から、今後の制度検討の基本的考え方について述べさせていただきます。

具体的には、スライドの31ページの小売事業者間の公平な競争環境を確保すること、この点についてであります。小売事業者間の公平な競争環境の問題として、具体的にどのようなセオリーオブハームが考えられるかといいますと、一つは発電部門の収入を小売部門での不当廉売に利用する、これが1つ目です。

2つ目は、非化石証書が偏在することを前提に、この規制によって、非対称な費用引き上げ効果が生じて、そして競争圧力が減少するという問題です。この2つがあると思っております。そして、この2つというのは、それぞれ31ページのスライド②の論点のB、Cで書かれているところに該当すると思っております。すなわち、論点Cというものが不当廉売の問題、論点Bというのが事業者の費用引き上げの問題であるというふうに思っております。

こういった問題が生じるとして、制度的な措置が必要かどうかということでもありますけれども、これを考える際には、これら問題を解決するための措置の目的は、競争者の保護ではなくて、競争の保護であるということ、これが大事であるというふうに思っております。すなわち、単に小売事業者の費用が上昇するだけではなくて、それによって競争圧力が減少して、市場への悪影響があって、初めて制度的措置の立法事実ありになると思っております。この点、松村先生のご意見であると、その事実があるということでもありますけれども、まず考え方としては、競争者の費用が上がるだけでなく、競争への影響があるかどうかということを見るということになると思っております。

そして、次に、競争維持のための手段を考えるわけですが、手段を考える際には、事後規制で不十分かどうか。すなわち事後規制が不十分であって、初めて事前規制が許容されると思っております。この点、不当廉売の問題と費用引き上げの問題があるということをお述べしましたが、

相対的に、不当廉売の問題については、事後規制で十分なようにも感じます。

他方、非対称な費用引き上げの問題については、事前規制、これは先ほど来の論点になっています、傾斜の配分の問題だと思えますけれども、それが許容されそうでもあります。ただし、この場合であっても、目的達成に必要最小限の手段であるかどうかということを考える必要があると思っております、この点、ベースロード市場等の同目的を有する措置と一体として、その手段の相当性を判断すると思えます。

長くなりました。まとめますと、競争者への影響だけではなくて、競争への影響を見なければいけない。そして、その手段を考える際には、事後規制で不十分な場合に事前規制を考える。そして、その事前規制を考える際には、目的達成に必要最小限の手段かどうかということを考えるということです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さん、順番にいきたいと思います。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。31ページの小売事業者間の公平な競争の確保というところにつきましては、多くの委員の方々からご意見を頂戴したところですが、新電力小売という立場で述べさせていただきたいと思えます。

本日は具体的なルールが記載されておりますけれども、やはりこれらは重要な点ではございますけれども、これらの議論の前に、最後に記載されている公平な競争の確保といった点について、講じられる対策がどういったものであるかということを議論しないことには、なかなかこの是非を判断できないところが多分に含まれているというふうに思っています。

その対策いかんによりまして、我々小売、それから発電事業者の行動も変化すると思えますし、非FIT非化石証書は、新電力にとって、高度化法の目標達成の重要な手段でございます。事務局におかれましては、この非化石の44%の目標達成に向けて、我々が今後たどっていく道筋というのを、ぜひイメージをいただきたいというふうに考えています。

昨年度、2017年度の非化石比率は、全国平均で18%と、以前にも示されましたけれども、東日本大震災前は36%ございました。この36%には、旧一般電気事業者の発電部門が大半保有されている大型の水力、それから原子力が大きく貢献していったものというふうに思われます。

一方、新電力にとって、この達成手段としては、再エネをみずからこれから建設する、もしくは証書の購入といったものがその手段となります。また、足元での、大半の新電力の非化石比率

は本当に低くて、44%、その太宗をこれから調達するということになります。しかも、その証書の購入元の多くが、現在競争している旧一般電気事業者の非化石電源であるということを考えると、費用負担が増すとともに、新電力の競争力というのは劣後していくものと思われます。先ほど武田先生からもありましたけれども、この市場の競争圧力が結果として弱まってということになりますと、最終的には需要家にその不利益が及ぶのではないかというふうに考えるところがございます。

弊社は以前、全量プールをということで申し上げておりましたけれども、これは販売益も含めまして、プールをされて、FITの賦課金の低減など、公的な用途に使われることを想定しておりました。今回の資料では、今後、議論があるということではございますけれども、発電者に帰属することが前提のようにも見受けられますし、発電、小売一体での経営となるのであろう旧一般電気事業者の小売に、既に相対で受け渡しされている電気の取引に、環境価値分を上乗せされていくことが容認される前提にも、透けて見えます。これでは、非化石価値取引市場で得られた収入の使途に、幾ら使途制限みたいなものを加えたとしても、効果は限定的で、結果として先ほど申し上げた小売競争がゆがむのではないかというふうに考えるところがございます。これもひとえに、高度化目標の規制の強さが事業者によって異なっていて、そのために小売競争に悪影響を与えているということだと考えております。

対応としまして、幾らかお知恵も頂戴したところではございますけれども、足元の非化石比率に応じて、個社事情に配慮した目標を設定する方法が考えられますし、前回は申し上げましたが、非化石の価値を市場で売買するのではなくて、高度化法の目標の内訳に、大型水力ですとか、原子力の非化石価値をあらかじめ織り込んでおくというのも、案の一つだというふうに考えております。本日の議論の対象ではないというふうに承知しておりますけれども、なかなかこういうことを議論せずに、非化石の取引自体の具体的なルールを検討するに至らないものですから、ぜひ高度化法の目標の設定の考え方も含めた制度設計をご検討いただければというふうに思います。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、中村さん、お願いいたします。

○中村オブザーバー

資料のご説明、ありがとうございます。制度設計の各論に入る前に、まず初めに申し上げたいことは、何人かの先生方のご発言にもありましており、高度化法の目標設定から改めて議論すべきではないかということでございます。

現行の目標は、全事業者一律44%ということで、これは2030年の非化石電源比率に相当しますが、その約3分の2は旧一電が保有する原発と水力となります。旧一電の場合は、これらの非化石電源の調達は内部取引になります。したがって、事実上、非化石価値の多くを新電力が負担することになります。その金額は、足元のシェア並びにFIT非化石証書の価格などを参考にいたしますと、約850億円から2,600億円という金額に上り、その過半が新電力から旧一電に支払われることとなります。このままでは、新電力の事業継続性は極めて厳しくなります。松村先生のおっしゃるとおり、壊滅的と言っても過言ではございません。

もともとこの目標は、電源構成を勘案して、旧一電が50%、新電力が2%ということでした。2016年に現行の目標に見直されておりますけれども、それ以降も電源構成は大きくは変わってございません。まずは以前のように電源の保有状況を勘案した目標へ見直すことを検討していただきたいと思っております。

次に、高度化法の趣旨に鑑み、一律44%の目標を前提とするならば、旧一電と新電力間の公平な競争条件を維持するための措置が不可欠だと考えております。

そのポイントは、次の2つとなります。まず1つ目は、本制度の導入により、価値が顕在化する前に建設された原発や水力等の非化石価値については、全量を市場経由で取引することにして、新電力が旧一電と同等の条件で、この価値にアクセスできるようにする必要があるということです。

2つ目は、旧一電の発電が非化石証書の販売収益を得ることで、小売に販売益が移転され、小売の競争環境にゆがみが生じないよう、非化石証書の販売収益を発電部門に直接返してしまうのではなく、国全体で管理し、需要家負担の低減、かつ、非化石電源の普及拡大に資するような用途に使用する必要があるということです。現在、さまざまな制度検討が進められておりますけれども、例えば再エネの導入拡大に伴う系統増強や容量市場など、需要家負担の増加につながるような制度が多いのではないかと考えております。産業政策や国民負担低減の観点も踏まえた上で、公平かつ非化石電源の普及拡大に資するような制度となるよう検討を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

私もちょっと今回のアジェンダと離れますが、かなり本質的な話をしようかと思っております。

で、事務局の方、あと都築課長によく聞いていただければと思います。

それは、数々の先生、特に松村先生からご提案があった内部補助に関してであります。内部補助に関しましては、先週の、都築課長も出席をされていたと思いますが、監視等委員会の経過措置料金の撤廃に関する研究会で、内部措置に関してどうするかは、次回でかなり詳細に関して検討したいと、木尾室長がおっしゃっていたと思いますが、先ほど都築課長は何となくちょっと電が部で内部補助はもっと考えてくれる的な発言だったのですが、どういうふうに今後検討していくのか、極めて重要な論点ですので、少し整理をしていただければと思います。

2点目、これは大橋先生もおっしゃっていたことなんですが、その内部補助全体と考えるのもあるのでしょうかけれども、制度ごとに、例えばこの非化石のところだと、この収入が発電部門から小売部門に行かないようにというふうに、もっとはっきり書いたらどうかといったご発言があったと思いますが、そうすると、発電事業に何らかの、利益ではないのですけれども、収入があるような制度、例えば、先ほど松村先生も発言されましたけれども、容メカみたいなのも制度ごとに、その小売事業者間の公平な投資環境を確保するために、変な内部補助が行かないというのを書くのかどうか、あと、その場合は、旧一般電気事業者だけではなくて、およそその発電部門から小売部門に回すといったことは、特に容メカみたいなやつというのは、相当、確かに先週も松村先生がおっしゃっていたと思いますが、かなりそれって趣旨に合わないというか、そんなことあるのかというようなことなので、そういったことも書くのかどうかというのも考えなければいけないかなという気もしましたので、これも事務局でぜひ整理をいただければと思います。私もいろいろ考えてみたいと思います。

ちょっとアジェンダから逸れましたが、かなり重要な問題だと思うので、よく整理をしていただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。私も論点6の収入の取り扱いについて、意見を述べさせていただきたいと思います。詳細につきましては、次回以降、改めて検討するという事務局案にまず賛同したいと思います。詳細検討に入る前に、留意していただきたい点を追加で述べさせていただきたいと思います。

法的には、非化石価値というのは発電事業者に帰属するものだと考えております。非化石電源

構成比を引き上げるといふ高度化法の目的達成のインセンティブ確保の観点からは、非化石価値の用途が、非化石価値電源の新設、維持、更新に資するといふ視点が非常に重要であると考えています。

一方、小売競争環境に悪影響を与えないための方策も重要であると考えています。その際には、非化石価値取引市場の市場設計のみだけで公平性を担保するだけではなくて、時間軸を考慮した別のフレームワークを用いるオプションも検討に挙げるべきではないかといふふうを考えています。全体像が見えない中、オプションを明示するのは非常に難しいですけれども、すでにご意見にもありましたが、小売競争環境動向を見極めた設計のチューンナップ余地が長期的には残されるのであろう高度化法の間目標の設定方法などに、小売事業者間の競争公平性を担保するための仕組みをビルトインするといふ論点整理もあり得るのではないかといふふうを考えています。

最後は、非化石価値といふのは、基本的にはキロワットアワー価値、つまり発電しないと出てこないものだといふ点に留意が必要かと思っております。小売事業者さんが広く非化石価値証書を調達できるようにする方策を考える上では、非化石電源の偏在を現在の保有容量、すなわちキロワットだけで判断するのではなくて、将来のキロワットアワーの観点から見た論点整理といふのが重要なのだと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、柳生田さん、お願いいたします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。私どもも、1から5のテクニカルな問題に入る前に、本当に44%といふ一律の目標が、公平性のあるものかどうかということに関して、改めて議論していただきたいなといふ風に思っております。大型水力ですとか、原子力等、大手電力会社の皆様方がお持ちの、そもそも歴史的経緯から公平性が違う電源の話に加えて、卒FITに関しましても、その現契約が大手電力会社の皆さまに主に帰属していて、その連続性の問題もあります。例えば、我々新電力はどこに営業に行ったらいいのかわからない中で、大手電力会社の方々は営業対象がわかっているということで、そもそもアクセスのしやすさという点でも、大幅に新電力が卒FIT確保の仕方という意味では劣後しているという現状があります。

そういった中で、本当に一律44%がいいのかということに疑問を持っています。石油事業におきましても、石油事業の供給高度化法の中で、蒸留等のキャパシティに加えて、二次装置の装備率がどうかということで、それは各元売りによって立ち位置が違うという中で、目標もそれぞれ

に課されたという経緯がございます。少し趣旨は違いますけれども、目標に近いところにあるのか、ないのかというところで、その義務が個社によって違ったということもございますので、本件に関しましても、先ほど来、申しました点を加味していただければ、当初、50%と2%ということもございましたので、そこに立ち戻って、もう一回、議論していただきたいなという風に思っております。

それから、資金の使途に関しましても、そもそも、もともと発電部門に所属しているということが法的に、それはそれで仕方ないという整理が前提だとすると、発電部門にその価値は還流するということになります。我々にしてみますと、大手電力会社の発電部門に対して、そこにお金が還流すれば、発電部門は発電部門で経済合理性があつての投資ということになるのでしょうか、その発電部門の投資に、我々が負担をしているという形にもなりますので、そういう意味でも、一律の負担割合が本当に正しいのかということは、その点に関しましても、疑問があるところでございます。

それから、シングルプライスオークションということでございますけれども、約定価格に関しましては、非化石の供給量と義務量の関係で、供給量と義務量が極めて近いところにあると、約定価格というのは極めて上限価格に近いところにあるということになりますので、そうすると、上限価格で常に新電力が負担し続けるみたいなことにもなりかねませんので、その点に関しましては、上限価格に張りつくことのないような中間目標の設定ですとか、オークションのあり方に関しましては、極めて慎重に制度設計をしていただきたいなという風に思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さん、お願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。私のほうからは論点4のところでございます、種類でございますけれども、再エネ由来の部分、「再エネ指定」か「指定無し」かを事業者が選べるというところ、これはなぜ「指定無し」を選ぶインセンティブがあるのかな。ないだろうから「指定無し」を選ぶことなんていうのはない。例えば大型水力に関して、再エネ指定で認証を受けたものが「再エネ指定無しの」ところで売りに出せる、この選択を可能にしているのが貫徹小委の議論ではございますけれども、その理由が少しわからなくて、オプションとして2つの市場を通じて売ることができるということになるのか、そもそもこれは認証のときに再エネ指定でとったものは再エネ指定のFIT、再エネ指定じゃないものは再エネ指定じゃない非FITと単純にしたほうが市場

としてはわかりやすいものではないかなと思います。

ただ、ご議論になっております上限価格とか、取引の仕方等々に関しまして、いわば中間目標というものがいつ設定されるのかというところに大きく左右されてきてしまうものであると認識しています。まず市場状況をつくって、その市場状況を見つつ、中間目標値、ある程度の設定を期限を持って考えていくというのも一つでしょうし、中間目標を何年後に設定する、このぐらいの数値というのがあった中で市場の形を検討する、両方の形があろうと思います。どちらつかずで中庸をいくというのが一番わけわからないというか、足しにならない市場になってしまうと思いますので、そのあたりの考え方の整理は必要かと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、竹股さん、お願いいたします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。それでは、議論で重なるところは簡単に。初めは制度設計の前提で、小売に対する非化石の44%、これがそもそも公平かというところはぜひご議論いただきたいというのが1点目。

それから2点目は、44%を前提にしての議論となって、発電側の収入の内部補助の部分、これをぜひ監視を強めていただく、あるいは用途を限定するところをどうやるかは工夫しながらぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目は上限価格。これはぜひ設けていただきたいと思うんですけども、この上限価格の設定は今後の議論かと思います。それにつきましては、上限価格に対して、小売側の負担の必要量を掛けるなどして、いろんな形でちょっと試算もいただきたいし、それが今の競争状況に与える影響も勘案する等の、いろんな形から検討していただいて、競争条件に余り影響がないようにというような形のご検討をいただければというふうに思う次第です。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さん、お願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。既に多くの先生方からもご指摘いただいておりますので、繰り返しになって恐縮ですが、私からも意見を申し上げたいと思います。

収入の取り扱いを初めとします、重要な論点について、次回以降に検討を行うということでございますが、これも繰り返しお願いしておりますとおり、非化石価値取引市場は、小売電気事業者のエネルギー供給高度化法の目標達成、ひいてはエネルギーミックスの実現を後押しするための重要な施策だと認識しております、このような政策目的を達成する観点からの詳細設計をぜひお願いしたいと思っております。

目標の設定の仕方についてもいろいろご議論ございまして、それ次第というところもございませうけれども、当然、目標達成がこの市場を通じてできないといけないと考えておりますので、既にFITの非化石価値は市場に供給されておりますし、また今回ご議論の非FITにつきましても、もう既に貫徹小委の中間取りまとめの段階でベースロード市場を通じて非化石電源により発電された電気が取引された場合、非化石価値については電気と切り離して非化石価値取引市場で取引するというふうに定めていただいております、相当量の非化石価値が市場に供給され、目標達成に必要なものは市場を通じて調達できるのではないかと考えております。それ以上の市場供給が必要かどうかという点につきましては、今後、慎重にご検討いただければ幸いです。

皆さんおっしゃっておりますとおり、きょう方向性をお示しいただいた論点、あるいは次回以降、検討するということになっております論点、加えて高度化法の中間評価の基準のあり方の検討、これを全てセットで見ないと、制度設計がそれで妥当かどうか判断できないと思っております。今後、順番に議論していくということは仕方がないと思っておりますけれども、検討が進んだ節目節目で全体を俯瞰していただきまして、真に機能する市場設計になっているかどうか確認して進めていただけたらありがたいなと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋田さん、お願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。私からもコメントさせていただきたいと思っております。

31ページ以降についてかなり議論され、コメントが出たわけでございますけれども、私どももここで示されております①番と②番は重要な観点だと思っております。

また、32ページのほうの上からポツの4つ目に、44%の非化石電源をつくることが重要課題であるというふうに書いてございます。これは個社というよりも国全体でこの電源をどう確保していくのかということを行っていると思っております。その上で、やはり31ページにございます非化石証

書は、非化石電源の開発、維持に寄与すべきものであるということと、小売事業者間の公平な競争を確保すること、それが重要であると思っています。そのような観点からどういう方策があるのか、過剰な規制にはならないという観点も踏まえながら幅広くご検討をお願いしたいと思います。

それから、論点の5番の未約定分の取り扱いのところでございます。やはり非化石価値については私ども発電事業者には帰属しているものと考えておりますので、約定しないものを再配分はしないということはよいのではないかとこのように思います。

ただ、未取引の非化石証書でありましても、我が国の中に存在する価値でありますので、国全体の実績としては算出できる、管理できるようにしておくべきではないかというふうに思います。

最後ですけれども、皆様、おっしゃられています、いろいろところで高度化法による中間評価と関連してくるといふぐあいに考えますので、最終的には全体としての整合を見て再検証するということが必要であるものと考えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。非常にたくさんの有意義なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

何か事務局のほうからございましょうか。

○鍋島電力供給室長

さまざまにご意見いただきましてありがとうございました。議論の進め方につきまして、今後座長ともよく相談してまいりたいと思います。基本政策小委に諮る際には、本日のご意見を踏まえ、目標とあわせて議論をしないと、全体像が見えないという点につきましては、座長と相談しながら、また基本政策小委の委員の先生方ともご相談しながら検討の進め方を考えていくということが必要なのではないかと思います。

もともと高度化法の目標を44%と設定していたのは、日本全体としてパリ協定を遵守していく上で、あるいはエネルギーミックスを達成していく上で非常に重要なものがございますので、環境面での判断等も必要だということでございます。進め方としてはやはり一体で考えていく必要があるということですので、よく相談していきたいと思っております。

本日は事務局からのさまざまな案についてご議論いただいたところでございますけれども、事務局の案というのは、全体としまして、まずこの今、2030年44%目標ということで一律の目標が課されていることを踏まえ、いかに小売事業者間の公平な競争環境を確保するためにこの制度設計をするかという点に配慮して案をつくった次第です。

今後の議論ですが、仮に44%という目標を変えるという話になると、ベースロード市場について新電力も含めた公平なアクセスを確保しようとしている中で、そのベースロード市場のあり方なども含めた議論との整合性なども出てくるとは思います。

今の方向性としましては、電源は電源として新電力にもアクセスを認めて、なるべく公平な小売競争環境を確保していくという方向性の上にあると思います。これを、発電を持っている人が発電を持っていることを前提に目標を設定するとなりますと、変更しなければいけないところも出てくるかと思いますが、そういったところも含めた検討が必要になってくるかとは思いますが、

いずれにしても、さまざまな論点がありますので、改めて事務局においてもその論点を整理し、検討の進め方については座長、それから基本政策小委の先生方とも相談しながら整理してまいりたいと思います。

○横山座長

ありがとうございました。たくさんご意見いただきましてありがとうございました。最後の論点は大変悩ましい論点でございますので、しっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の最後の議題でございます。間接送電権についてということで、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

続きまして、資料の4についてご説明をいたします。資料の4は、間接送電権についての資料になります。

1 ページ目をごらんいただければと思います。まず、間接送電権の詳細設計に関しまして、JEPXにおきまして、11月14日に第2回の間接送電権のあり方等に関する検討会が開催されたところでございます。この検討会における主な検討結果について報告を行いたいと思っております。

続きまして、2 ページ目をごらんください。市場の開催時期ですが、JEPXにおいてシステム改修のスケジュールを確認した結果、2019年、来年の4月からの取引開始が可能と判断しましたので、4月からの取引開始とすることといたしました。具体的には、4月に19年6月分の間接送電権を取引することを想定しております。

続きまして、3 ページ目です。商品の形態でございます。間接送電権の発行に関しましては、本作業部会の議論を踏まえまして、期待値差、分断の確率掛ける、その際の値差ですけれども、期待値差が0.01円/キロワットアワーを上回る蓋然性が高い。また、その際にある程度の取引量が見込まれるといった点を考慮して決定することとしておりました。

この期待値差につきまして、間接オークションの開始後、要するに11月、10月1日以降の分断状況、値差を分析しましたところ、0.01円/キロワットアワーを超える地域間連系線は、そこに

掲げられている5つでございました。19年4月においては、この5つの連系線を取引対象にするということで、検討会では議論がなされ、決定いたしましたところでございます。

次の4ページ目にそれぞれ連系線が書いてあります。この黄色にしている部分が、開設する間接送電権の商品の種類です。ここで、連系線で、例えば、北本直流幹線におきましては、北海道から東北と書いておりますけれども、この逆のところに黄色が書かれて、色づけされていますが、要するに、東北から北海道向きの流れの間接送電権につきまして、今回発行を行う。

FCにつきましては、東京中部向け、あるいは中部東京向け、順・逆両方の商品を発行するというようにしております。加えて、阿南紀北直流幹線の逆方向、それから、本四連系線の逆方向、関門連系線の逆方向について、それぞれ商品を発行することとしております。

5ページ目です。商品の形態でございますけれども、19年4月におきましては、週間24時間の商品で開始し、土曜から金曜日までの商品とすることとしました。その他の商品形態につきましては、引き続き、検討会にて検討を行っていくということとしております。

それから、6ページ目ですけれども、このオークションの実施タイミングですけれども、19年4月におきましては、2カ月前の実施タイミングでオークションを実施するというようにしております。

それから、7ページ目でございますけれども、間接送電権の発行情況についてですが、間接送電権につきましては、運用容量からマージンと経過措置の数値を、数量を除いた量を発行することとしております。この運用容量、マージンにつきましては、広域機関にて取りまとめられ、公表されることとなっております。年間計画以降では、月間、2営業日前と実需給に近づくにつれて精査された計画が公表されるということになっております。

間接送電権の発行可能量については、経過措置の数量が影響いたします。経過措置が適切に減少すれば、間接送電権の発行可能量がふえることが期待されます。このため、間接送電権の発行前に経過措置の減少事由が予見されている場合は、事業者に対して経過措置の減少を行う更新計画を広域機関に提出することを求めているところでございます。

最後、8ページですけれども、この検討会におきましては、監視等委員会から間接送電権の発行に向けて、経過措置減少が適切に行われることが重要であるという意見が表明されたところでございます。したがって、3つ目のポツですけれども、2カ月前の段階になりますけれども、間接オークションの開催日から前々日の12時までの間に経過措置を減少させた。したがって、オークションのときにはリリースしなかったのですが、実際には使わなかったという事業者がいた場合には、そのタイミングの合理性について、広域機関が確認を行っていくということになります。この状況につきましては、関係審議会にも報告することになると考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しましてご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。す。

大山委員、お願いします。

○大山委員

どうもありがとうございます。ただいまご説明ありましたけれども、経過措置の減少というのは、非常に大事だというふうに思っております。というのは、経過措置というのはかなりの特殊な権利だという認識がありますので、これは、ぜひしっかり減らしてもらいたいというのが、監視も含めて大変重要な任務になるかなというふうに思っています。それはコメントです。

あと1つ、本四連系線と阿南紀北の直流幹線、これは別々に商品ができるということなのですが、関西、中国の間というのは、実は値差が全くないということになっていますので、どちらに入れても同じような効果が出ると思っておりますので、その辺の運用、これも今後の検討かと思っておりますけれども、しっかり検討していただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

菅野さんお願いします。

○菅野オブザーバー

今後の検討についてのご願いでございますが、阿南紀北直流幹線と本四連系線は別商品ということでしたが、FCはJパワーと東京電力と中部電力の3つ設備がございますし、北海道と本州の間は、Jパワーの北本直流連系線に加えて北海道電力が管理する設備が来春に運開されます。設備が複数ある商品の設計については、特定のある地域とある地域を結ぶという観点から、同じ商品として扱うという考え方かと思っておりますが、例えば関門連系線では、設備は一つのみですので、設備が複数ある商品と設備が単独の商品では、2カ月前のオークションの後にトラブルが起こったときの取り扱い等が若干異なりますので、その点、今後の検討でご留意いただければと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ほかにご意見がないようでしたら、本日の議論はここまでとさせていただきますと思います。

本日は長時間にわたり活発にご議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、次回等につきまして事務局のほうからご連絡、お願いいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、これもちまして本日の作業部会を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—